

非常時における国の役割の増大と 国民保護・防災部の創設



消防庁 国民保護・防災部長 小林 恭一

去る8月15日に、総務省消防庁に「国民保護・防災部」が創設されました。当部は、大規模災害やNBCR災害などの発生に備えて自治体や消防の体制整備を推進すること、武力攻撃事態等(大規模なテロや万一の外国からの攻撃等)に備えて「国民保護」のための自治体の計画や体制作りを推進すること、万一それらの事態が起こったときに消防庁の中心となって対応することなどを主な業務としています。

日本の消防は、「市町村が責任を持って行う」というのが、「消防組織法」の基本的な考え方でした。一市町村の手に余る大災害の場合にも、原則都道府県内で、近隣の市町村が助け合って対処する仕組みです。新潟地震(昭和39年)を契機に、都道府県知事からの要請を受けた消防庁長官の求めにより、都道府県境を超えて消防応援を行うための法整備が行われましたが、その基本的な考え方は変わりませんでした。

しかし、その後、阪神・淡路大震災(平成7年)で、そのような仕組みだけでは不十分だとされるようになりました。被災地の状況がリアルタイムで世界中に発信される現代社会にあっては、国家的緊急事態の場合には、国が中心となり、国内(場合によっては世界中)の応援資源を、即座に最大限有効に使って対応することが求められるようになっており、情報通信システムと陸・海・空の移動手段の発達がそれを可能とする時代になっていたからです。

このため消防庁では、阪神・淡路大震災の直後(平成7年)に、全国の消防の協力のもと「緊急消防援助隊」の仕組みを整備し、消防組織法も、被災地都道府県知事からの要請がなくても、状況に応じ、消防庁長官が他の知事に消防応援部隊の出動等を求めることができる、と改正されました。さらに、平成15年の同法の改正で、「緊急消防援助隊」が法的に明確に位置付けられるとともに、都道府県をまたがる大規模災害やNBCR災害などの際には、消防庁長官が出動を「指示」できるようになり、国家的緊急事態の場合には、国が前面に出て対応する体制が整備されました。

また、平成16年9月に国民保護法が施行され、武力攻撃事態等の際には、国や自治体は、国民に状況を迅速的確に伝え、安全に避難させたり安否を確認したりする「国民保護」の責務を担うことになりました。そのための自治体の計画作りや体制整備の推進、万一の事態発生時の対応などは、事態の性格上、国が中心的な役割を果たすこととされており、この面でも、国の役割が大きくなっています。

「国民保護・防災部」は、このような背景のもとに、大きくなった国の役割を適切に果たすことができるよう創設されました。新しい組織の創設を、自治体の防災力の向上と我が国全体の防災水準の向上に結びつけることができるよう、緊急時の対応体制の強化を中心として、一層の努力をしていきたいと考えています。